大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第６条第１項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第６条第３項において準用する法第５条第３項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和８年７月 28 日

長崎県知事　平田　研

１　届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーセントラトライアル佐世保大塔店

長崎県佐世保市大塔町 1979 番１　ほか

(2) 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社トライアルカンパニー　代表取締役　永田　洋幸

福岡県福岡市東区多の津一丁目 12 番 2 号

(3)　変更した事項

①大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

②大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(4)　変更の年月日

①令和８年４月１日

②令和８年４月１日

２　届出年月日

令和８年７月 10 日

３　関係書類の縦覧

(1)　縦覧期間

公告の日から４月間

(2)　縦覧場所

県政情報コーナー（県庁１階県政資料閲覧エリア内）及び佐世保市経済部商工労働課

４　その他

法第８条第２項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。